

# 第1章 総説

本土復帰から50年の節目を迎えようとしている。

終戦から75年となる先の大戦においては、我が国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、本県は焦土と化し、多くの尊い人命や文化財等が失われた。昭和20年8月15日に終戦を迎えてからも、更に27年にわたり日本国の施政権から分離され、米軍統治下に置かれた。県民による長きにわたる祖国復帰運動を経て、昭和47年5月15日に日本本土への復帰を果たした。

我が国の経済社会が大きく発展した高度経済成長期に米軍の施政権下にあったことや広大な米軍施設・区域が存続するなど日本本土とは異なる特殊事情を抱える中での復帰となった。復帰時の本県の経済社会状況は、産業基盤や生活基盤の整備が遅れ、県民所得が低いことなど多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。

本章では、本土復帰からこれまでの沖縄振興の背景や意義、目標等を総括し、5次にあたる現行計画での成果といまだ残る課題を明らかにする。そして、これまでの総括を踏まえ、今後の沖縄振興の基本的考え方や方向性を示す。

## 1 これまでの沖縄振興の総括

本土復帰に先立ち、沖縄振興開発特別措置法が昭和46年10月に第67回臨時国会、いわゆる沖縄国会で提案され、同年12月30日に可決・成立した。同法第1条では、「沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もって住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする」と規定されている。国は、本県が抱える特殊事情に鑑みて、国の責務として沖縄振興に取り組むこととした。

この特殊事情としては、4つが示されている。先の大戦中に苛烈な戦禍を被ったことや戦後四半世紀余にわたり我が国の施政権の外にあったこと等の「歴史的事情」、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の「地理的事情」、我が国でも稀な亜熱帯海洋性気候にあること等の「自然的事情」、我が国における米軍専用施設・区域が集中していること等の「社会的事情」の4つを特殊事情としている。

この立法目的の趣旨については、現行法にも引き継がれ現在に至っている。

### （沖縄振興開発計画）

沖縄振興開発特別措置法の規定に基づく「沖縄振興開発計画」（昭和47年度～昭和56年度）（以下「一次振計」という。）は、昭和47年12月18日に、内閣総理大臣によって決定された。復帰当時の沖縄振興に対する国の認識については、同計画の冒頭部分に見ることができる。計画作成の意義において、「戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、か烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著し

い格差を生ずるに至っている。これらの格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめることは、長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる国の責務である」と記述された。

一次振計では、「沖縄の各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによって、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現すること」が計画目標とされた。

立ち遅れの著しかった社会資本の整備を早急に進め、本土との格差を是正するため、補助事業や国の直轄事業に関する補助率や負担率のかさ上げが制度化（以下「高率補助制度」という。）され、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備や、住宅、上下水道等の生活環境施設、保健医療施設、教育施設など各分野の補助事業や国直轄事業が展開された。また、沖縄振興施策を推進するための行政組織として設置された沖縄開発庁において、各省庁にまたがる沖縄振興予算を一括計上できる仕組みが構築された。

一次振計の策定時、我が国が高度経済成長期にあったことから、産業振興策については、当時の地域開発の手法が適用された。本島東海岸臨海部に工業団地を造成するとともに、北部水系のダム開発を促進し、工業用水の確保を図るなど、工業開発を推進することに重点が置かれ、産業振興の特別措置として「工業開発地区」と「自由貿易地域」の指定制度が設けられた。

このほか、本県のみを対象とし、政策金融を一元的かつ総合的に行う機関として沖縄振興開発金融公庫が設置された。

### （第二次沖縄振興開発計画）

一次振計に基づく総合的な諸施策が講じられてもなお、本県は厳しい状況にあった。このため、昭和57年3月に沖縄振興開発特別措置法の有効期限を10年間延長する改正が決定され、昭和57年8月に「第二次沖縄振興開発計画」（昭和57年度～平成3年度）（以下「二次振計」という。）が策定された。

本県の当時の状況については、二次振計の計画策定の意義において、本土との「格差が是正されていない分野があり、依然として自立的発展の基礎条件の整備は後れており、沖縄の経済社会は、依然として極めて厳しい状況にある」と記述された。二次振計においては、「引き続き各面にわたる本土との格差の是正を図り、自立的発展の基礎条件を整備し、新しい生活像を目指して、平和で明るい活力ある沖縄県を実現すること」が目標として掲げられた。

一次振計に基づく各面にわたる格差是正により、本県の一人当たり県民所得は、国民所得の約6割から7割前後の水準にまで格差が縮小した。産業分野においては、観光リゾートや園芸農業が大きく発展するなど明るい展望が開けつつあった。しかしながら、一人当たり県民所得の格差は依然として存在し、財政依存型の経済体質など自立的発展には程遠い状況にあった。また、道路、住宅居住水準、公園、病院のほか、慢性的な水不足など社会資本の整備についても、いまだ十分なものではなかった。こうした状況を踏まえ、二次振計においても前振計に引き続き、立ち遅れている社会資本の整備を早急に進めることなど本土との格差の是正に重点が置かれた。

また、戦災文化財であり、沖縄文化の象徴でもある首里城の復元については、二次振計の中で「首里城一体を歴史的風土を生かしつつ、公園としてふさわしい区域について整備を検討する」ことが明記された。二次振計の折り返しとなる昭和61年には「沖縄の復帰を記念する事業の一環として、首里城跡地の区域を国営沖縄記念公園首里城地区として整備する」ことが閣議決定され、首里城正殿等の復元が事業化される運びとなった。首里城正殿等は、多くの県民と復元を願う人々のたゆまぬ努力によって、本土復帰20年の節目となる平成4年11月に復元・公開された。

### （第三次沖縄振興開発計画）

二次20年にわたる振興開発計画によって、本県の経済社会は、観光リゾート産業等において成長が見られたが、本土との格差が是正されていない分野がなお存在し、自立的発展の基礎条件の整備は十分とは言えず、依然として厳しい状況にあった。このため、平成4年3月に沖縄振興開発特別措置法が再度延長され、平成4年9月に「第三次沖縄振興開発計画」（平成4年度～平成13年度）（以下「三次振計」という。）が策定された。

三次振計では、これまでの計画目標である「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」が受け継がれ、これらに加えて「広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」が目標に掲げられた。この新たな目標は、本県を特色ある地域として整備することが、広く我が国の経済社会の発展向上にも有益であるとの認識から追加されたものであった。

新たに計画目標が追加されたことを踏まえ、本県は平成8年11月に「国際都市形成構想」を策定した。同構想はおおむね20年後（平成27年）を目標年次として、「『共生』の思想や『平和』を指向する沖縄の心を大切にし、本県の『自立』を図ること」を基本理念とし、「自らの歴史・文化・自然環境等の特性を生かした多面的交流を推進することにより、本県の自立的発展を図るとともにアジア太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域の形成」を基本目標とした。また、同構想では、その実現に向けた主要プロジェクトとして、情報関連産業の集積、自由貿易地域の整備拡充、金融・投資等に係るオフショア機能の導入や貿易センターの整備、内外に開かれた「経済特別区」の形成等を示している。

その後、「国際都市形成構想」で示した産業経済分野を具体化するため、平成9年11月に「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」を策定した。この中では、その基本方向として、「自由貿易地域の新たな展開」「情報通信関連産業の集積促進」「国際観光・保養基地の形成」の3分野を示し、この3分野を支える具体的施策として、関税の免除、免税店の設置など自由貿易地域制度の拡充・強化、税制上の優遇措置の創設、入国手続の簡素・合理化等を必要とした。

「国際都市形成構想」及び「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」は、昭和47年5月の本土復帰から四半世紀を迎えた本県が、沖縄のグランドデザインと、その実現に向けた具体策を、本県自らが主体となって策定し示したものであった。

本県のこうした取組等を踏まえ、第5次にあたる全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月閣議決定）において、グランドデザインの実現に向

けた2つの特定課題として、「首都機能と東京問題」と並び「基地問題を抱える沖縄の振興」が取り上げられた。この中で、「沖縄の振興開発に当たっては、沖縄の有する地理的・自然的特性と独自の伝統文化及び国際性豊かな県民性を生かしながら、一地域の自立という視点を超えて、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域の形成を目指すという視点が重要である」ことから、「このような発展の可能性を持つ沖縄は、『太平洋・平和の交流拠点（パシフィック・クロスロード）』と位置付けることができる」と記された。

また、国においては、平成10年3月に沖縄振興開発特別措置法を改正し、所得控除の適用がある特別自由貿易地域制度や情報通信産業振興地域制度、観光振興地域制度、沖縄型特定免税店制度など本県の振興開発のための特別の措置が新たに導入された。

こうした流れが4年後の新たな法律制定や計画策定へとつながっていく。

三次振計に基づく諸施策の推進により、本県の観光リゾート産業は、平成13年度の入域観光客数が447万人と復帰当時と比べて大幅に増加し、リーディング産業に成長した。また、三次振計において「今後の戦略的産業」として位置付けられた情報通信関連産業は、コールセンターを中心に本県への立地が進み、新たなリーディング産業として着実に成長した。

平成12年7月には、我が国初の地方開催となった「九州・沖縄サミット首脳会合」が名護市の万国津梁館において開催された。サミット期間中の首脳歓迎レセプションでは、首里城での古式装束、芸能鑑賞が催され、沖縄の文化・歴史が世界に発信された。この首里城については、同年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する首里城跡として、我が国で11番目の世界遺産（文化遺産）に登録された。

#### （沖縄振興計画）

三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき諸施策が総合的に講じられ、社会資本の整備を中心に、本土との格差が縮小するなど着実に成果が上がってきた。その一方で、全国の約7割の水準にとどまる一人当たり県民所得や高い失業率など、沖縄振興開発特別措置法の最終目的である「沖縄の豊かな住民生活の実現」に向けて、なお解決しなければならない多くの課題を本県は抱えていた。

平成14年3月、今後の沖縄振興の新しい制度的基盤ともいえるべき「沖縄振興特別措置法」（以下「沖振法」という。）が可決・成立した。新しい時代における発展を展望し、旧法の一部改正ではなく、本県産業の振興スキームを大胆に盛り込み、自立型経済の構築に向けた更なる総合的な取組を行うとの考えから、同法は新たな法律として提出された。法律名については、主に社会資本の整備を想起させる「振興開発」ではなく、これを包含し、かつ、更に前向きな要素を持つ文言として「振興」が用いられた。

これまでの法律は、本土との格差是正を主たる狙いとして制定されていたが、この沖振法においては、本県に特別措置を講ずる根拠として「沖縄の置かれた特殊な諸事情」を踏まえることは継承されつつ、本県の自立的発展に向けて、新たなリーディング産業に育ちつつある情報通信産業の振興に資する「情報通信産業特別地区」の創設、製造業等の高度化のための「産業高度化地域制度」や「金融業務特別地区」の創設など制度面で大幅に拡充された。

沖振法の規定に基づく「沖縄振興計画」（平成14年度～平成23年度）は、法律名と同様の趣旨から、これまでの計画で使われた「振興開発」ではなく、「振興」を用いた新たな計画として、平成14年7月に内閣総理大臣によって決定された。

同計画の中では、「本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけでなく、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める必要」であるとの考え方が打ち出された。また、計画目標においては前計画から「自立的発展の基礎条件の整備」が受け継がれ、「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月）での位置付けを反映する形で「我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」が掲げられた。

このように、「沖縄振興計画」では、これまでの本土並という一元的な施策のみでは経済的自立は困難であるとの認識に立ち、本土の他地域にはない沖縄の独自性・特性を生かす施策を加えることによって、社会経済活動の範囲を拡大し、自立的発展の基礎条件の整備を促進しようとした。

同計画期間中、いざなぎ景気を超える我が国の好調な経済状況が沖縄経済にも好影響となり、沖縄ブームとも相まって平成23年度の入域観光客数は553万人となり、復帰時（昭和47年度）の56万人から約10倍に増加した。また、観光リゾート産業に続くリーディング産業に成長した情報通信関連産業についても、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進み、多くの雇用が創出された。

### （沖縄21世紀ビジョン）

本土復帰から40年の節目を目前に控え、本県は変革の時代を迎えていた。国際的には、冷戦構造が終結し、グローバル経済の進展、中国などアジア諸国の台頭、地球規模の環境問題がクローズアップされていた。また、我が国においても、人口減少と急速な少子高齢化が進行し、解決の道筋が不透明な変革の時代にあった。

その一方で、本県においては人口が増え続けることが見込まれ、豊富な若年労働力を有する魅力的な地域ともなっていた。また、東アジアの主要都市が航空機でおおむね4時間の範囲内に収まることで、本県は日本の辺境から、東アジアの中心へと位置付けを変えた。さらに、本県が有する豊かな観光資源に着目して国内のみならず、世界的なホテルブランドが進出してくるなど、アジア有数のリゾート地として認められつつあった。

我が国においては、少子高齢化が進む中で高齢化対策に重きが置かれていったが、全国と比べて子どもの割合が高い本県にとっては、むしろ待機児童対策など子育て支援が喫緊の課題となっていた。加えて、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する離島の定住条件の整備や、公共交通ネットワークの構築、米軍基地跡地利用等については、従来の全国一律の制度では十分に対応できない状況となっていた。

このような時代背景の中で、本県の未来を展望するためには、県民意見を基に沖縄のあるべき姿、ありたい姿を示す、いわば「ニヌファ星（北極星）」のような、道標となる長期的なビジョンの策定が必要との認識に至った。こうした認識の下、本県はおおむね2030年を目途とした長期構想「沖縄21世紀ビジョン」を平成22年3月に策定した。

「沖縄21世紀ビジョン」では、県民の参画と協働の下に、県民全体で共有する沖縄の将来像を描くことを一義的な目的とし、県民から寄せられた意見を集約して、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」「希望と活力にあふれる豊かな島」「世界に開かれた交流と共生の島」「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」の5つの将来像を示した。

また、本県の特殊事情である地理的、自然的、歴史的、社会的諸事情に由来する「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」「離島の新たな展開」「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」等を「克服すべき沖縄の固有課題」として整理し、県民が求める将来像の実現のためには、これらの課題解決を図る必要があるとした。

この「沖縄21世紀ビジョン」は、県民意見を可能な限り尊重した上で、県民全体で共有する将来像として集約したものであり、本県自らが初めて策定した総合的な長期構想である。

### （沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画））

「沖縄21世紀ビジョン」策定から2年後の平成24年3月に、沖振法が抜本的に改正された。この抜本的改正については、「沖縄振興基本方針」（平成24年5月内閣府総理大臣決定）の中で、「これまでの沖縄振興における成果と課題を踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現のための施策を、沖縄が自ら主体的に講ずることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興計画の策定主体を国から県に移行し、より自由度の高い交付金制度を創設するとともに、産業振興をはじめとする各種特例措置を講ずる等、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための措置の充実等を図る」としている。

本県の自主性を最大限に尊重するとの国方針の下、本県自らが主体的に施策が展開できるよう、沖振法において従来は本県（沖縄県知事）が原案を作成し、国（内閣総理大臣）が決定することとしていた「沖縄振興計画」について、国は、国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を定める「沖縄振興基本方針」を策定することとし、これに基づき、本県が「沖縄振興計画」を定めるスキームに改正された。

また、新たな制度として、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を本県の自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興交付金制度（以下「一括交付金制度」という。）が創設された。沖振法においては、一括交付金制度の対象事業について、「沖縄振興計画」に基づくもののうち、「沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等」と規定しており、本県が事業選択の主体であることを条文上でも明確にしている。

この一括交付金制度については、ソフト事業を対象とする沖縄振興特別推進交付金（以下「一括交付金（ソフト）」という。）と、施設整備などハード事業を対象とする沖縄振興公共投資交付金（以下「一括交付金（ハード）」という。）の2つに区分されている。

抜本的改正のもう一つの柱として、これまで沖振法「第7章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置」と、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の二つの法律に分かれて規定されていた駐留軍用地跡地に関

する規定について、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下「跡地利用推進法」という。）に一元的に定めることとされた。これと併せて、給付金制度の拡充や駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等が図られた。

改正沖振法の規定に基づき、平成24年5月11日に「沖縄振興基本方針」が内閣総理大臣によって決定された。同基本方針に基づき、復帰40年を迎えた平成24年5月15日に沖縄振興計画としての性格をも併せ持つ「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（平成24年度～令和3年度）（以下「ビジョン基本計画」という。）を、本県自らが策定主体となって定め、内閣総理大臣に提出した。内閣総理大臣は、本県から提出したビジョン基本計画が、「沖縄振興基本方針」に適合していることを認め、同意する旨の通知を行った。

ビジョン基本計画では、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、同ビジョンの基本理念「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標として掲げた。ビジョン基本計画の特徴は、豊かな自然環境の下、医療や福祉、保健が充実し、子どもから高齢者までが安全で安心して生活できる「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と、沖縄はもとより我が国全体がアジアの活力を取り入れる橋頭堡となること等を目指す「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」を施策展開の基軸として掲げ、これら2つの基軸の好循環によって本県の自立的・持続的発展を図ることとしている。

## 2 沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果と課題

ビジョン基本計画では、前述したように各施策に通底する2つの基軸的な考えとして、経済活動を支える「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と、利益を生み出す「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」との好循環を目指すこととしている。この2つの基軸に共通する枠組みとして、「将来像実現の原動力となる人づくり」を加えた3つの柱について、ビジョン基本計画での成果と課題を検証する。

### (1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築

沖縄らしい優しい社会の構築に向けて、ビジョン基本計画に掲げる赤土等流出防止対策など自然環境の保全・再生、伝統文化の保全・継承、無電柱化など良好な景観の形成、「健康・長寿おきなわ」の維持継承、子どもの貧困対策や待機児童対策、介護人材の育成、離島・過疎地域における超高速ブロードバンド環境の整備、防災・減災対策等の各種施策を展開した。

各種施策を展開してきた成果について、沖縄県「県民意識調査」の県民満足度をビジョン基本計画以前（平成21年）と現状（平成30年）とで比較すると、「豊かな自然が保全されていること」で22.9ポイント増、「魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること」で22.8ポイント増、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」で17.0ポイント増、「保育所・学童保育所を利用しやすいこと」で16.2ポイント増、「地震、台風などへの防災対策が充実していること」で14.8ポイント増となるなど県民満足度が向上しており、着実に成果が現れている。

こうした着実な成果については、平成24年に創設された一括交付金制度を活用した地域課題に応じた自主的な事業選択による、きめ細やかな施策展開等が要因の一つと考えられる。

その一方で、全国の約2倍の水準にある子どもの貧困率や全国一高い保育所入所待機率など引き続き取り組むべき課題が残されている。また、入域観光客数の増加や経済活動の進展の中で、狭あいな島しょ県において自然環境の保全と経済発展の両立をいかに図っていくかも検討が必要である。さらに、本土復帰以降、ほとんどの離島において人口が減少していることや、本土から遠隔にあることを踏まえた大規模災害など社会リスクへの備え、米軍基地から派生する諸問題の解決など本県の特殊事情に由来する課題も多く残されている。

## (2) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

自立型経済の構築に向けて、ビジョン基本計画に掲げる施策を展開してきた結果、社会資本の整備や、リーディング産業である観光リゾート産業及び情報通信関連産業の成長など着実に発展してきた。また、本県の地域特性を生かした臨空・臨港型産業の集積など新たなリーディング産業も成長している。県内の好調な経済状況を背景として、同計画前期5年（平成24年度～平成28年度）の経済成長率は年平均3.0%と全国の1.7%を上回り、平成28年度の一人当たり県民所得は227.3万円と順調に増加している。また、令和元年の完全失業率は2.7%と復帰以降で最も低い水準にある。

好調な本県経済については、沖振法に規定する一括交付金制度や沖縄関係税制、高率補助制度など各種特例措置が強力に後押ししている。

本県の社会経済が好調を維持する一方で、一人当たり県民所得は全国の約7割の水準にあり、本土復帰以降、全国最下位の水準を脱しきれていない。また、非正規雇用者割合が全国一高く、特に若年者（15～34歳）の割合が高い。令和元年の正社員の有効求人倍率については、全国で1倍を超える状況にあるのに対し、本県は0.58倍であり、好調な経済状況が県民生活の向上にまで十分には行き渡っておらず、自立型経済の構築はなお道半ばにある。

自立型経済の構築に向けては、沖振法に規定する各種特例措置の下、本県の地域特性を生かした比較優位のある産業を育成するとともに、農林水産業や製造業など域内産業の活性化を図ることが重要である。これにより、県外、海外から獲得した資本が域内に投下され、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状況を実現することが必要である。

本県の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つと指摘されている。この点については、全国的にも労働生産性が低い卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業等への依存度が高い本県の就業構造が影響している側面があるものの、産業全体の生産性の向上をいかに図り、経済の循環を高め所得の増加につなげていくかも豊かな県民生活の実現に向けた課題である。

このため、県内企業の経営革新や技術力の強化、IT化の促進など労働生産性の向上に取り組むとともに、農林水産、観光、商工分野による連携体制を構築し、産業横



断的なマーケティング力を強化するなど「企業の稼ぐ力」に資する取組を積極的に推進していく。特に、県内の全事業所の約99%を占める中小企業は域内産業の担い手であり、本県の生産性向上のためには、中小企業の実業性の向上を図ることが重要である。

また、安心して働ける社会の実現に向けて、非正規雇用者の正規雇用化を促進するとともに、若年者を正規化し定着にまでつなげていくなど更なる正規雇用の拡大に向けた取組を推進する。

### (3) 将来像実現の原動力となる人づくり

人材の育成は、資源に乏しい本県が発展していく上で、最も重要な柱である。我が国において少子高齢化が進み、人口減少社会となる中で、本県は出生率及び14歳以下の年少人口割合が全国一高く、数少ない人口増加県である。人口が増加し、若い人材が比較的多いことは、本県の強みの一つであり、人材育成は「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」という2つの基軸を下支えする基盤である。

本県においては、就学前教育から産業人材、生涯教育に至るまで様々な施策を展開してきた。これらの取組により、小中学生の学力は向上し、高校進学率や大学等進学率も着実に向上している。産業人材については、本県のリーディング産業の核となる観光人材や高度IT人材の育成や青年農業者の育成など様々な分野において人材育成に取り組み、こうした施策により育った人材が幅広い分野で活躍している。

着実な成果の一方で、本県の中学生における学力や大学等進学率等、いまだ全国水準に達していない部分もある。また、観光リゾート産業や情報通信関連産業については、高付加価値化が今後の重要課題となっており、引き続き、今後の産業振興の方向性を見据えた産業人材の育成に取り組む必要がある。

## 3 今後の沖縄振興の基本的考え方

昭和47年5月の本土復帰以降、沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、各種施策が総合的に講じられ、社会資本の整備を中心にして本土との格差は縮小し、本県の経済社会は着実に発展している。

その一方で、復帰以降、一人当たり県民所得が全国最低の水準にとどまり、非正規雇用率は全国一高い状況にあるなど、沖縄法が最終目的とする「沖縄の自立的発展」と「沖縄の豊かな住民生活の実現」は十分とは言えない現状にある。

「沖縄振興基本方針」（平成24年5月内閣総理大臣決定）においては、「近接するアジア地域の経済発展や経済のグローバル化、人口減少社会の到来等我が国を取り巻く社会経済情勢が変化中、沖縄はアジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロンティアの一つとなっている。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが、日本再生の原動力にもなり得るものと考えられる」と示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「沖縄は、成長が続くアジアに近く出生率も高い等の優位性と潜在力を有しており、日本経済再生の牽引役となるよう国家戦略として総合的・積極的な沖縄振興策を進

める」との方針が示された。

本県の現状、そして国の責務として解決されるべき固有課題、我が国の南の玄関口にある本県の国家戦略として位置付けを踏まえると、今後も引き続き、沖縄振興のための特別な措置が講じられる必要があると考える。

ビジョン基本計画においては、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像及び4つの固有課題の下に展開すべき各種施策を整理している。ビジョン基本計画の体系に沿った今後の方向性については次節で示すこととし、ここでは施策展開に当たって考慮すべき横断的な視点を、今後の沖縄振興の基本的な考え方として次のとおり整理する。

まず第1に、我が国の南の玄関口に位置する海洋島しょ圏という地理的事情である。

本県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が散在し、37の有人離島を有する。このため、交通コストや生活コストなど経済発展の道筋及び経済構造等の前提が、鉄道網や道路網で連結した本土とは大きく異なる事情を抱えている。

国境離島を含む本県離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）等の確保、並びに航空機や船舶の安全な航行、海洋資源の開発・利用及び保全の権利の確保、広大な水域からの食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たしている。

本県を取り囲む広大な海域を生かし、海底鉱物資源や海洋微生物等の海底資源の産業利用に向けた研究開発等を推進する海洋資源の開発拠点として、本県を位置付けることも可能である。また、海底鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査等の国家プロジェクトや生物資源活用に向けた産学連携プロジェクトを展開することで、海洋資源を活用した新たな産業の創出も期待される。

第2に、本県に集中する米軍基地の存在である。

本県には、戦後75年を経た今もなお、全国の在日米軍専用施設・区域が極端に集中して存在している。このことにより、米軍構成員等による犯罪や交通事故、米軍航空機騒音、環境汚染等が発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしている。また、人口が集中する中南部都市圏に市街地を分断する形で米軍基地が存在することから、都市機能、交通体系、土地利用等の面で制約となっており、経済発展の可能性が抑制されている。国土面積の0.6%にすぎない狭小な本県に広大な米軍基地が存在し続けており、この間、過重な基地負担の軽減を訴えてきたが、本県は今なお我が国の安全保障の大半を担い続けている。

米軍基地の整理・縮小や早期返還の促進を図り、基地に起因する様々な問題の解決に向けて取り組むとともに、駐留軍用地跡地利用を円滑かつ適切に進めることにより、沖縄県民が望む平和で豊かなあるべき沖縄の姿の実現を目指す。このため、米軍基地の存在及び運用に伴う過重な負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組むとともに、返還された駐留軍用地の跡地利用に当たっては、本県に潜在する発展可能性を最大限に引き出せるよう、国及び関係市町村と連携し取り組む必要がある。

第3に、人口減少・高齢化への対応である。

我が国においては、既に人口減少社会が到来している一方で、本県は、今後10年余に

わたり人口が増加することが見込まれている。しかし、新たな振興計画の期間中には、本県も人口減少社会になる可能性が指摘されている。人口が増加局面にある現段階から総合的な対策を推進していく必要がある。

本県全体では人口が増加しているものの、離島においては、既にそのほとんどで人口減少が進んでいる。平成30年3月には、有人離島だった2島が新たに無人島となり、定住条件の整備など離島の人口減少対策は喫緊の課題である。また、域内マーケットに依存する本県経済においては、人口減少が県内産業の構造に大きな影響を及ぼすと予想されることから、その影響や課題等を分析し、経済成長や生活環境を維持していくための対策を検討する必要がある。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、本県の65歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成27年の19.7%から令和12年に26.2%、令和27年には31.4%と、全国の増加ペースを上回って急増することが見込まれている。これにより、本県の一般世帯総数に占める世帯主65歳以上世帯の割合は、平成27年の29.7%から令和27年には41.4%に増加することが見込まれている。特に、世帯主65歳以上の単独世帯数が、令和27年には現在の2倍近くの10.4万世帯となり、全国一高い比率で増加することが見込まれている。

人口減少への対応と併せて、高齢者が安心して生活できる社会づくりという視点も重要となる。

第4に、SDGsの推進である。

平成27年（2015年）9月、国連総会において採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、「誰一人取り残さない」を基本的理念とし、環境、健康、食糧、教育、貧困、平和など、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが掲げられている。

国においては、平成28年2月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体における各種計画等の策定や改定の際に、SDGsの要素を最大限反映することを奨励するなど、地方自治体の取組を促進することが位置付けられている。

県においては、令和元年11月に「沖縄県SDGs推進方針」を策定し、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて、SDGsを推進し、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指すこととしている。

今後、SDGsの諸施策を充実させるとともに、国、市町村をはじめ、企業、各種団体と連携し、SDGsの全県的な展開につなげていく必要がある。

第5に、新技術・イノベーションへの対応である。

国内外で、AI（人工知能）、IoT、ロボット、ビッグデータ等の第四次産業革命（Society5.0）の動きが加速する中、これらが今後の経済や社会システムに大きな変化をもたらすとともに、新ビジネスの創出や生産性の向上等につながると予想されている。こうした大きな変化に柔軟に対応することで、県内産業の生産性向上や競争力強化、社会的な課題の解消につなげていく必要がある。

グローバルに展開するAI、IoT、ロボット等を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性や効率性の高い社会システムの構築など新技術・イノベーションの動き

を様々な場面において効果的に活用していく。

特に、人口減少と高齢化が進行する県内離島においては、割高な生活コストや脆弱な医療提供体制など多くの社会的な課題に直面している。このことから再生可能エネルギーやドローン（小型無人飛行機）物資輸送の導入、高速・大容量の次世代通信規格5Gを活用した遠隔からの医療や教育の提供等、先端技術を使って離島が抱える問題を解決する「スマートアイランド」の考え方を踏まえた検討が必要である。

#### 4 今後の沖縄振興の方向性

ビジョン基本計画は、令和4年3月に終期を迎える。その後の10年間は、「沖縄21世紀ビジョン」が想定するおおむね20年の後期10年に相当する。今後の沖縄振興においても、現行計画の目標を継承して、引き続き「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に創造する「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」の実現を目標とする。

ビジョン基本計画においては、国、市町村、各種団体、県民など各主体の取組の基本的指針として、「自立」「交流」「貢献」を掲げている。海洋島しょ圏である本県の「自立」は、地域特性を生かした世界との交流や共生、国際社会への貢献の中から構築され、世界とつながるところに沖縄振興の進むべき道筋がある。

以下、目指すべき5つの将来像と4つの固有課題ごとに、今後の沖縄振興の方向性を示す。

##### (1) 目指すべき将来像の実現

###### 1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して

本県は、広大な海域からなる我が国唯一の亜熱帯海洋性の気候的特性を持ち、豊かな自然や独特の文化など多様で貴重な地域資源を有している。この自然と歴史、伝統、文化は県民の誇りであり、「沖縄21世紀ビジョン」策定時に県民が望む将来像としての意見が最も多かった項目である。

本県の豊かな亜熱帯海洋性の自然環境や歴史的風土と伝統に根ざした個性豊かな文化は、我が国にとっても貴重な資産であり、人を魅了し惹きつける力「ソフトパワー」を有する。先人達から受け継いだ、これらの資産を劣化させることなく、次世代に引き継ぐことともに、その魅力を世界に発信していく必要がある。

###### (環境保全)

人口や観光客の増加、経済活動の進展など本県を取り巻く社会経済環境が変化する中であって、生物多様性や陸域・水辺環境等の保全、自然環境の適正利用に努める。また、環境容量を超えた経済活動等によって失われた自然環境の再生に取り組むとともに、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図る必要がある。さらに、生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる「国立自然史博物館」の誘致に取り組むとともに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録等により、本県の自然環境の魅力を世界に発信する。

本県は狭あいな島しょ性により、環境負荷に対して脆弱である。自然環境の保全と

経済活動の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な地域社会の構築に向けて、環境容量の測定や適正なルールを定めることも検討する必要がある。

世界のモデルとなる低炭素島しょ社会の実現に向けては、我が国の中期目標である2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）を見据えながら、国の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の取組を進め、先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を目指していく。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの更なる普及と、その課題解決
- ▽ 観光施設や商業施設等における省エネルギー設備等の普及
- ▽ 循環型社会の実現に向けた県民への意識啓発
- ▽ マイクロプラスチック対策の推進
- ▽ 海岸漂着物対策の強化
- ▽ 陸域・海域における赤土等流出防止対策の推進
- ▽ 世界自然遺産登録に係る「観光管理」に関する課題解決
- ▽ 緑化事業における在来種の活用推進
- ▽ 希少種保護に向けた密猟対策や外来種等による食害防止の推進
- ▽ 有機フッ素化合物（PFOS等）問題への対応
- ▽ 米軍基地内での環境調査の実施に向けた取組

#### （文化）

沖縄文化の基層となる「しまくとぅば」の使用機会の減少、伝統芸能や伝統工芸の後継者不足、島々に伝わる伝統行事の衰退等が課題となっている。県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進するため、伝統文化の保全・継承、伝統芸能や沖縄空手の発信等に取り組む。

文化産業の戦略的な創出・育成に向けては、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備するため、地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高める必要がある。

人々を惹き付ける魅力的なまちづくりを目指して、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進し、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる沖縄らしい風景や景観の再生・創造に向けて取り組む。また、高齢者や障害者をはじめ誰もが快適に暮らせる人に優しいまちづくりに取り組む。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 伝統工芸産業の持続的な成長発展に向けた取組
- ▽ 「しまくとぅば」の保存・普及・継承

#### 2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

本県の風土や食文化等に支えられた健康・長寿、イチャリバチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な地域社会を創造していく上で欠か

すことのできない重要な要素である。

また、大規模な自然災害、感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりの推進が重要である。

住み慣れた場所で共に支え合い、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進することは、県民の暮らしの基本となるものであり、人々の高次元のニーズである。先進国が更に発展するためには、健康・長寿、安心・安全、快適・環境といった高次元のニーズへの対応が必要と言われている。本県の「ソフトパワー」は、これらのニーズに対応し、我が国をポスト先進国に押し上げる力を有することから、その機能を強化する必要がある。

#### （健康長寿・保健医療）

本県は、平成7年に「世界長寿地域宣言」を行うなど、健康長寿の島として国内外に知られてきた。健康長寿は県民が豊かな人生を過ごすために重要であるとともに、世界中の人々を惹き付ける強みとなる。

健康・長寿おきなわの推進に向けては、健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土等の良さを再評価し、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康的な生活習慣の定着を促進する。

「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツや競技スポーツ、県民がスポーツに触れる機会を創出するスポーツコンベンションを推進する必要がある。

保健医療体制については、離島・過疎地域を含む県内すべての地域において適切なサービスが提供されるよう、医療体制の整備などユニバーサルサービスを確保するとともに、グローバル化に対応した保健衛生対策等に取り組む。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 県民の健康づくりの推進
- ▽ 県民の運動・スポーツの機会創出による生涯スポーツ社会の実現
- ▽ 小規模離島における医療提供体制の整備
- ▽ 県内大学での薬剤師養成など薬剤師の確保
- ▽ ひきこもりへの対応

#### （子育て・福祉）

米軍統治下にあった本県では保育所等の子育て環境、高齢者福祉や障害者福祉の環境整備が遅れていた。このような背景から、高率補助制度など各種制度を活用して保育所や福祉施設の整備、福祉サービスの提供など様々な施策を展開してきた。引き続き、年齢や障害の有無等に関わらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組む必要がある。

本県の出生率及び年少人口割合は全国一高く、相対的に子どもが多い県である。子どもたちが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、効果的な支援や環境づくりを

行うとともに、経済発展を持続しながら、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。また、保護者支援に当たっては、所得水準の高い職種等への転職やキャリアアップのためのスキル習得の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組等を促進する必要がある。

福祉の分野については、介護・福祉サービスの向上や施設整備の促進、高齢者や障害者の地域生活における支援体制の充実等に引き続き取り組む必要がある。

共助・共創型地域社会の実現に向けては、地域組織やNPO、企業など多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けた協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図る。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 地域の活動をコーディネートする仕組みづくり
- ▽ 子どもの貧困対策の推進
- ▽ 深刻化・複雑化する児童虐待の防止
- ▽ 幼児教育・保育の無償化等に対応した保育の質の向上
- ▽ 在宅医療介護の連携強化など介護サービスの充実
- ▽ 離島地域など福祉保健分野の人材不足への対応

#### (生活基盤整備、防災・減災)

生活基盤の整備については、超高齢社会に対応した住環境の整備や老朽化する施設の適正な維持を図るため、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化に取り組む。海洋島しょ圏という地域特性を踏まえ、安定した水資源やエネルギーの確保、交通・輸送基盤の整備のほか、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進等に取り組む。

近年、米軍基地由来と考えられる有機フッ素化合物（PFOS等）が問題となっているため、上水道などの安全性の確保を強化する必要がある。

防災・減災については、自然災害から県民の生命と財産を守るため、治水、高潮、土砂災害対策等に取り組み、災害に強い県土づくりを推進する。重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 台風時の停電防止など防災・産業振興の観点からの無電柱化推進の更なる検討
- ▽ 災害時における避難所の設備や要配慮者への対応等の検討
- ▽ 豪雨災害関係の法・制度の大幅変更を踏まえた水防に関する総合的な対応の検討

### 3) 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

我が国においては人口減少や少子高齢化が進行し、国際的には中国をはじめとするアジア諸国の台頭、グローバル経済の進展など本県を取り巻く環境は変化している。こうした環境の変化に柔軟に対応することで自立型経済を構築し、県民一人ひとりが豊かさを実感できる経済社会の実現が求められている。

本県は、地域特性を生かした比較優位のある産業の振興により、観光リゾート産業や情報通信関連産業が着実に成長し、臨空・臨港型産業が新たなリーディング産業へと成長しつつある。引き続き、比較優位のある産業を振興し、農林水産業や製造業な

ど域内産業を活性化させることで持続的に発展する好循環を創出する必要がある。

本県の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つと指摘されている。この点については、全国的にも労働生産性が低い卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などサービス業への依存度が高い本県の就業構造が影響している側面に留意する必要があるものの、産業横断的なマーケティング力を強化するなど「企業の稼ぐ力」に資する取組を推進するとともに、生産性向上のための高付加価値型産業への転換や、産業高度化に対応できる人材育成等に取り組むことが重要である。

人手不足が深刻化する産業分野においては、必要な人材の育成や雇用のミスマッチ解消等の人材確保に向けた取組を強化する必要がある。女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、労働参加を促進する。また、外国人材の活用に向けては、国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉えながら、外国人材の受入れ拡大に向けた取組を推進する。

#### （観光リゾート産業振興）

アジアをはじめとする世界の観光需要の拡大に対応できる、供給面の対応が必要である。多次元の観光ニーズに対応できる多様化や高付加価値化、富裕層等の高次元のニーズに対応できる施設やノウハウの検討を進めていく。豊かな自然環境、伝統芸能、空手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティなど本県の「ソフトパワー」を生かした付加価値の高いツーリズムを展開し、高次元のニーズに対応できる観光リゾート地の形成を目指す。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ クルーズ船寄港における良質な観光を確保する「観光管理」の検討
- ▽ 入域観光客の増加による交通渋滞など諸問題への対応
- ▽ 体験プログラムの充実や専門ガイドの育成など空手ツーリズムの振興

#### （情報通信関連産業振興）

新技術の導入やイノベーションの創出を支援するとともに、従来の受注型から提案型のビジネスモデルへの転換を図り、情報通信関連産業の高付加価値化を促進する必要がある。また、一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センターを活用し、情報通信関連産業の高付加価値化や観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど様々な産業との連携、新規ビジネスの創出等を促進していく。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ ソフトウェア業における生産性の向上
- ▽ スマートリゾートシティなどリゾテックをコンセプトとした各施策との連携

#### （新リーディング産業振興）

観光リゾート産業や情報通信関連産業に続く、新たなリーディング産業の育成に向



けて、アジアの活力を取り込む国際物流拠点の形成、新事業・新産業の創出に資する知的・産業クラスターの形成等、引き続き本県の魅力や優位性を生かした新たな産業の育成に取り組む。

国際物流拠点の形成に向けては、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能高める。この物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図るとともに、アジアをはじめとする海外市場のニーズに対応した泡盛や農林水産物等の県産品の販路拡大や企業の海外展開促進、アジア市場に展開する先端技術やノウハウを具備した国内外の企業を本県に誘致する戦略の検討を進めていくことも必要である。

知的・産業クラスターの形成に向けては、先端加工産業やバイオ医療関連産業等の高次元のニーズに対応する産業の集積を加速する。また、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学、沖縄高等専門学校等の先端的な研究成果を円滑に県内産業の振興やイノベーションの創出につなげるシステムの構築が必要である。

新たな産業の創出に向けては、海洋島しょ圏という地域特性を有する本県の自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等を強みとして、これらの産業利用による新産業の創出に取り組む。また、第四次産業革命等の新技術の実用化研究や新ビジネスモデルの実証試験等を円滑に実施できる環境を整え、国内外の先端的な開発プロジェクトや新ビジネスの展開の動きを本県に取り込むとともに、外国人観光客等のアジアのマーケティングに関するビッグデータを利用し、本格的な展開前のビジネスの実験場を整備することも検討する必要がある。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 将来の産業集積に向けた新たな産業用地の確保
- ▽ インキュベート施設の確保など新たな産業拠点のあり方の検討
- ▽ 健康・医療分野を含むバイオ関連産業の振興に向けた重点的な取組の推進
- ▽ 船舶に係る公租公課の低減や規制緩和措置等による那覇港及び中城湾港における国際・国内航路ネットワークの拡充に向けた取組

### （農林水産業振興）

亜熱帯海洋性気候や地理的特性等を最大限に生かし、安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境との調和と安定的な経営が両立できる持続可能な農林水産業や6次産業化等により付加価値を創造するフロンティア型農林水産業の振興を推進していく。

持続可能な農林水産業の振興に向けては、高齢化や担い手不足への対応として、雇用就農の推進や、農外を含む幅広い年齢層の就業者の育成・確保等の総合的な対策を実施するとともに、農家所得の向上に向けた対応として、IoT等の先端技術の活用や流通・加工対策の強化など、生産拡大や高付加価値化の取組を強化する。

本県には、東アジア諸国を中心とした外国人観光客300万人、国内観光客700万人が年間で訪れている。国内外の観光客に本県の安全・安心な農林水産物が提供できれば、外需が域内産業の活性化につながり、経済の好循環を創出することが可能となる。本県のリーディング産業である観光リゾート産業との連携強化に向けて、地産地

消を通じた地元食材の観光客への提供など、農林水産業との連携を通じた「稼ぐ力」に資する取組を展開する。特に外国人観光客に対しては、県産農林水産物のPRや販売促進等の取組を強化する。

農林水産業を基幹産業とする離島地域においては、引き続き条件不利性解消に向けた取組などの生産供給体制の強化に取り組むとともに、観光産業等の連携強化や農業のスマート化を図るなど、域内産業全体の活性化を図っていく。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ I o T等の技術を活用した沖縄型スマート農業の確立に向けた取組
- ▽ 県内農林水産物の海外展開に向けたHACCP・GAP等への対応
- ▽ 大規模なほ場管理等を行うための法人組織の育成
- ▽ 農地バンクを活用した農地集積及び農地の大区画化による生産効率の高いほ場の整形と農地防風林・防潮林の整備
- ▽ 県中央卸売市場の機能強化に向けた取組
- ▽ 流通機能強化に向けた水産新市場の整備と開設に係る施策の推進
- ▽ 畜産業の生産性向上を図る環境に配慮した生産基盤整備や経営安定化対策の推進
- ▽ 豚熱等の家畜伝染病に対する防疫対策の強化
- ▽ 環境に配慮した森林施業の推進及び林業の活性化に向けた取組
- ▽ モズク等の品種及び養殖技術の開発と普及の推進

#### (製造・中小企業等振興)

製造業は、農林水産業や観光・リゾート産業など他産業への経済波及効果が高く、地域経済を牽引することのできる重要な産業である。また、新産業と雇用創出の担い手である中小企業が、活力にあふれ成長・発展していくことは、本県経済の自立的発展を図るために極めて重要である。こうした認識の下、生産性の向上や人材の多様化等に係るきめ細やかな取組を推進する。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 小規模事業者を含む中小企業における全国一高い後継者不在率への対応
- ▽ 沖縄独自のブランド戦略の策定
- ▽ 関係団体等と連携した上での効果的な特区・地域税制のあり方に関する検討
- ▽ 本県経済に重要な役割を果たしている建設産業の高度化等への支援

#### (雇用対策)

近年、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方で、賃金水準の低さ、非正規雇用者割合の高さ及び正社員の有効求人倍率の低さ、離職率・転職率の高さなど雇用の質の面が依然解消されていない。雇用の質の改善が不十分な中で、人手不足は顕著になっている。引き続き、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境の整備と安心して働ける社会の形成に向けて取り組む。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 企業等の職場環境の改善を含む雇用の質の改善に向けた取組の推進
- ▽ 定着に向けた企業の取組促進など新規学卒者の離職防止対策の強化
- ▽ 正規雇用化やテレワークの推進など労働者の様々なニーズに対応した企業等の取組の促進

#### （離島における産業振興）

本県離島が持つ活力の維持・向上のため、観光リゾート産業、農林水産業など地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。また、離島を支える多様な人材の育成に取り組むとともに、交流と貢献による離島の新たな振興を図る。

離島の振興に向けては、狭小性や遠隔性等の特性から高コストの問題が大きな障害となる。この点については、離島の重要性に鑑みて、スマートアイランドの取組など県全体、あるいは国全体で支援のあり方を検討することも必要である。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 人材の柔軟かつ流動的な活用を支える制度づくりや人材の活用方法の検討
- ▽ 離島・過疎地域におけるオーバーツーリズム対策の推進
- ▽ 観光客の増大や気候変動に対応した離島ごとの水資源の確保に向けた検討
- ▽ きめ細やかなニーズ把握のための島ごとのデータ収集・分析

#### （社会基盤整備）

自立型経済の構築に向けた基盤の整備については、万国津梁の精神の下、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めていく。また、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など自立型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化する必要がある。

交通渋滞やエネルギー問題など本県で起きている様々な問題の解決に向けては、スマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの活用や、PPP/PMIによる民間活力の導入等により、交通や行政サービス、エネルギー等に係る社会基盤を効率的に管理・運営等して、課題の解決を図っていく必要がある。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 社会基盤施設の耐久性能の低下や老朽化に対応した計画的な点検、診断、修繕、更新の推進
- ▽ 計測技術の進展や5Gなど技術革新を見据えたSociety5.0に向けた社会基盤整備のあり方の検討

- ▽ 観光客の大幅な増加に対応した道路、空港、港湾など社会基盤整備等のあり方の検討
- ▽ 人口減少時代に対応した都市構造への転換に向けた長期的な取組
- ▽ 沖縄都市モノレールの輸送力の増強等の検討
- ▽ 多様な交通手段が選択できる社会の構築
- ▽ 自転車活用推進法の制定に対応した自転車利用の推進
- ▽ 通学路における安全・安心な歩行空間の確保など安全対策の更なる検討

#### 4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

地球規模で人、モノ、資金、情報等が行き交う現代にあつては、東アジアの中心に位置する本県の特長は、様々な分野での交流と共生の中で発揮される。中国が世界第二の経済大国となり、中国と台湾との関係、北朝鮮の非核化の問題など東アジアの動向は世界中から注目されている。こうした状況下において、地理的特性や沖縄の「ソフトパワー」を生かして、本県がどのような役割を担えるのか検討が必要である。

かつて琉球王国の時代においては、日本、中国、韓国、東南アジア諸国との交流を続け、戦後には米国からの影響も受けるなど多様な地域との交流を蓄積してきた。こうした歴史的体験から、親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神を育んできた。悲惨な沖縄戦の経験に基づく平和を希求する「沖縄のこころ」、人権尊重と共生の精神を基に、伝統、文化、自然環境など本県の「ソフトパワー」を生かした国際社会への貢献を図り、アジアをはじめ世界を結ぶ架け橋「万国津梁」となることが求められる。

世界との交流ネットワークの形成に向けては、世界のウチナーネットワークをはじめとする人的ネットワークの拡大とその活用に取り組むとともに、グローバル社会に対応できる人材育成等を推進する必要がある。今後、海外に在住する県系人の世代交代によるウチナーンチュとしての意識の希薄化が懸念されることから、世界ウチナーネットワークの継承・拡大にも取り組む。また、空港・港湾機能の強化や国際的な交通ネットワークの拡充など国際交流拠点の形成に向けた基盤整備に取り組む必要がある。

国際協力・貢献活動の推進に向けては、本県が有する強みを生かし、経済、学術、文化など多角的な交流や技術協力等の国際貢献活動といった交流を促進する。亜熱帯性・島しょ気候に適合した本県独自の技術等を有する分野における途上国等への技術協力や、JICA沖縄と連携・協力を行いながら「国際災害救援センター(仮称)」の設置、本県の「ソフトパワー」等を生かした平和の緩衝地帯の形成などアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指す。また、科学技術振興、新産業創出、国際貢献等を視野に、国際共同研究を促進する生物多様性条約の対応を含めたアジアの国際共同研究の拠点化に向けて取り組む。さらに、我が国とアジアをつなぐビジネス・フロンティアとして、海外展開や投資を促進するためのビジネス支援機能の充実やビジネス交流拠点の形成に向けて取り組む。

#### 5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

資源が少ない本県が発展する最大のより所は人材である。我が国において少子化や

人口減少が進行する中であって、本県は出生率及び年少人口割合が全国一高く、若い世代が多いことが強みの一つである。本県が将来進むべき方向性を見据え、「人材こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要である。

島しょ県という地理的事情を抱える本県において、教育に係る負担軽減の取組や学習環境の向上を図るなど、全ての県民が地理的・経済的要因等に左右されない公平な教育機会の確保に向けた環境整備に取り組む。これからの本県の担い手として必要な知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付けた人材を育成し、長期的に本県の発展へとつなげるため、高等教育を受ける機会の創出及び環境整備等の諸施策を推進していく。

世界に開かれた交流拠点の形成に向けては、科学技術、スポーツ、文化芸術など個々の能力や感性を育み、国際性、創造性、専門性等を高める教育環境づくりに取り組む。

地域社会を支える人材の育成に向けては、離島・過疎地域等において医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材を育成する。

グローバル化の進展や第四次産業革命など社会の急激な変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、幅広い知識の取得と確かな学力の向上、これらを活用して様々な課題を解決する上で必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力を育むとともにキャリア教育を推進する必要がある。

また、アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を促進するとともに、多様なスキル習得の環境づくりに取り組む必要がある。高等教育においては、起業を含めた人材の育成や国際的な人材交流に取り組み、新たなビジネスを切り開く、イノベーション人材の創出を促進する。また、雇用吸収力や付加価値の高い産業への再就職やキャリアアップ等に必要な専門スキルの習得等を支援する取組も必要である。

県内産業の国際化の対応に向けては、企業人材等に対する海外留学・研修の派遣支援や外国語習得セミナー開催など様々な人材育成の取組を強化する必要がある。

第四次産業革命の動きにより、将来的な高度IT人材の需要増加が見込まれるため、高度なITスキルの習得支援等の強化に向けて取り組む。

その他、重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 学校と地域社会とが相互に連携・協力した社会全体での教育の実現
- ▽ 県内高等教育機関、行政、産業界が高等教育のグランドデザインを議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築
- ▽ グローバル産業人材の育成・確保
- ▽ 離島を支える人材の育成・確保
- ▽ 建設産業人材の育成・確保

## (2) 克服すべき沖縄の固有課題

### 1) 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

本県には、全国の米軍専用施設・区域面積の約70%が集中しており、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音や水質汚濁等の問題は、県民に大きな影響を及ぼしており、これらの抜本的な対策を引き続き求めていく。また、人口が集中する中南部都市圏に市街地を分断する形で米軍基地が存在することから、都市機能、交通体系、土地利用等の面で制約となるなど経済発展の可能性が抑制されており、米軍基地の整理・縮小や早期返還の促進に向けて取り組む。

これまでに返還された駐留軍用地跡地においては、土地区画整理事業等の公共事業、民間による開発が実施され、公共施設の整備や、商業施設、住宅等が建設される等、地域振興を図る上で重要な役割を果たしている。今後返還が予定される駐留軍用地において、速やかに事業着手するために、返還前から公共用地取得や文化財調査等に取り組むほか、本県に潜在する発展可能性を最大限に引き出せるよう、国及び関係市町村と連携し、計画的な跡地利用に取り組む。

今後返還される駐留軍用地の跡地は本県が発展するための空間であり、新たなビジネス拠点となり得るとともに、交通インフラの整備や、自然環境や歴史的風土等を保全・再生するための貴重な空間である。

駐留軍用地の跡地開発が県土構造を再編する好機であることを踏まえ、返還予定地の跡地利用に向けた計画の策定を着実に進め、計画の策定に当たっては、圏域、地域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すとともに、発展の推進力となる均衡あるデザインを検討する必要がある。

跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟味し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けて産業の集積と育成を図る必要がある。

また、跡地整備に当たっては、世界に誇れるような沖縄らしい風景や景観の再生・創造に向けて取り組むとともに、すべての人に優しいユニバーサルデザインの視点による新たな都市空間の形成や、環境に配慮した整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう持続可能な開発を行う必要がある。

### 2) 離島の条件不利性克服

国境離島を含む本県離島の存在は、我が国の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）の確保など重要な役割を果たしている。また、広大な海域に賦存する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を秘めている。加えて、離島は、それぞれが個性ある伝統文化や豊かな自然環境を有しており、離島の多様性は沖縄観光の大きな魅力となっている。

その一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ（離島苦）」を生み、雇用機会も少ないこと等から人口流出や高齢化の要因となっている。こうした現状を踏まえ、離島の暮らしを守り発展させ、地域資源を持続的に活用する仕組みの構築や地域の担い手の育成等を進める。また、広大な海域を有する本県離島の重要性を再確認し、スマートアイランドの実現など新たな政策導入を含む有

効な振興策をいかに展開していくかが課題である。

地域の魅力を生かした観光振興や地域特性に合わせた農林水産業の振興に取り組み、地域の雇用創出やU J I ターンの促進につなげるとともに、海洋産業の拠点を離島に設置するなど新たな産業の振興を検討する。また、子育て・教育環境の充実、医療・介護サービスの確保、ライフライン・情報通信の充実など離島・過疎地域の定住条件の整備を積極的に展開する。離島の空港・港湾は離島の玄関口であり、その機能の維持又は充実に向け、施設等の修繕や機能強化に取り組む。

離島における定住条件の整備に向けた重要性を増した課題や新たに生じた課題など配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ▽ 小規模離島等における学校存続や定住に向けた島外移住者調査等の実態把握
- ▽ 離島住民の生活コスト及び交通コストの負担軽減に向けた取組
- ▽ 医師1人体制で脆弱性を内在する小規模離島における医療提供体制の整備
- ▽ 離島・過疎地域における海岸漂着物の回収への支援強化
- ▽ 離島における海岸漂着物を含む廃棄物処理への支援拡充
- ▽ 5Gを活用したテレワークや島外とのネットワーク構築、全世代でのICT活用等による距離的な不利性の軽減

### 3) 海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

広大な海域に散在する多くの離島で構成される本県にとって、県内外を結ぶ交通ネットワークの確立・強化は、全域の持続的な発展を支えていくために必要不可欠である。また、近年のアジア諸国の経済成長により、東アジアの中心に位置する地理的特性は、近隣諸国・地域との人流・物流面において大きな優位性へと変化している。自立型経済の構築だけではなく、本県が今後の我が国の成長とアジア・太平洋地域との交流に貢献する地域として発展する可能性を内在している。

その一方で、本県は、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながっていない海洋島しょ県であり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られている。このため、他の都道府県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となり、時間もかかるなど人的・物的な移動の大きな障害になっているほか、製造業や農林水産業など各種産業の発展を妨げる一因ともなっている。

かつて本県には沖縄県軽便鉄道が走っていた。先の大戦で壊滅されてから復旧されることなく現在に至り、本県は基幹的公共交通システムである鉄道を有していない唯一の県となっている。加えて、広大な米軍基地の存在や、その存在による市街地の分断、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大等の歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせてきた。

広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら検討を進め、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の実現に向け取組を

推進する必要がある。また、鉄軌道・フィーダー交通の連結による、南部圏域、中部圏域、北部圏域の有機的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進する必要がある。

道路の整備については、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワーク等、体系的な幹線道路網の構築を図るほか、主要渋滞箇所において交差点改良を行う渋滞ボトルネック対策に取り組む必要がある。

本県において深刻な交通渋滞の解決に向けては、スマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した取組も検討する必要がある。

#### 4) 地方自治拡大への対応

人口減少や高齢化が進む我が国の中で、本県は今後10年余り人口が増加することが見込まれ、出生率の高さを背景とした子育てに関する課題が本県の重要課題となっている。また、本県が抱える特殊事情に基因する政策課題は、他都道府県とは性格を異にしており、全国一律の政策によっては十分な効果が得られない等の課題がある。

沖振法第1条では「沖縄の自主性を尊重」することが規定されており、「沖縄振興基本方針」（平成24年5月内閣府総理大臣決定）においては「沖縄の優位性を生かした自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現のための施策を、沖縄が自ら主体的に講ずることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興計画の策定主体を国から県に移行し、より自由度の高い交付金制度を創設」したとしており、本県の自主性・主体性の尊重が明記されている。

本県は自主的・主体的な取組として、平成22年3月に長期構想「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、同ビジョンの実現を目標とし沖縄振興計画としての性格も併せ持つ「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を平成24年5月に策定した。また、本県の自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金制度を活用して、県民ニーズの変化に柔軟かつ迅速な対応により、地域課題の解決に成果を上げている。国家戦略特区制度を活用した規制緩和においても、本県の喫緊の課題解決や強みを伸ばすため、既存の枠組みを超えた取組を行っている。

我が国においては、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、国と地方との関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わった。平成18年12月に地方分権改革推進法が成立して以降は、国と地方の役割分担の継続的な見直しが進んでいる。

地方分権改革とは、住民の身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革である。

こうした地方分権の流れの中で、地方自治の拡大につながる取組を積極的に推進し、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の枠組みについて、本県が果たすべき役割を踏まえつつも、引き続き求めていく必要がある。



### (3) 圏域別展開

個性ある圏域の発展に向けては、県内の各圏域が、それぞれの特色を生かした地域づくりを行うとともに、こうした各地域の取組を圏域内、あるいは圏域間で連携させることが重要である。

沖縄本島周辺離島においては、島独自の自然環境や伝統文化等を保全・継承することで多様性を維持するとともに、離島ならではの観光産業の振興と本島との地域間交流の促進等により活性化を図る。

貴重な動植物が生息・生育し、県内唯一の経済金融活性化特別地区を有する北部圏域においては、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けた取組、自然や伝統文化を生かした体験型観光やネイチャー未来館等における体験型学習の推進、宜野座村ITオペレーションパーク・名護市マルチメディア館・みらい館を中心とした北部東海岸地域の情報通信・金融関連産業の集積等に取り組む。

中部圏域及び南部圏域においては、市街地が間断なく連なり一つの都市圏を形成しており、中規模の政令指定都市並みの120万人の人口が集中している。この中南部圏域においては、市街地を分断する形で米軍基地が存在しており、今後返還される駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、その開発において地域の枠を超えた広域的かつ一体的な整備を行うことにより、県内外を結ぶ中核的な人流・物流機能を有する都市圏の形成に向けた大きな可能性を持つ。これら中南部圏域と北部圏域とを体系的に幹線道路網を整備し、鉄軌道と各地域を結ぶフィーダー交通が連携する有機的な公共交通ネットワークの構築を図ることにより、県全体を牽引する力強い地域圏の形成が可能となる。

また、本島東海岸地域においては、もう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成することで、強固な経済基盤の形成を目指す必要がある。このため、大型MICE施設を核とした賑わいを東海岸一帯に連鎖させることが重要であり、広域的な観光展開や魅力ある観光まちづくりなど東海岸地域の活性化に向けた発展戦略について検討を行う。本島中南部東海岸地域には、斎場御嶽、中城城跡及び勝連城跡の3つの世界遺産が立地し、沖縄独自の歴史遺産とも調和したMICEエリアとして世界へ発信することもできる。こうした東海岸地域の振興と、都市機能が集積する西海岸地域が連携することにより、個性ある地域の発展につなげる。

県内唯一の環境モデル都市に選定される宮古島市を中心とする宮古圏域においては、再生可能エネルギーの導入による低炭素島しょ社会の構築に取り組む。また、生活水のほとんどを依存する地下水の保全や全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）の実証など島しょ地域における持続可能な循環型社会の構築に向けた先導的な取組を推進する。産業振興については、宮古空港や下地島空港、平良港を活用した観光客の受入体制の強化、全日本トライアスロン宮古島大会などスポーツイベントの開催、さとうきび、マンゴー等の生産性・品質向上など農水産物の高付加価値化等に取り組む。

我が国最南西端の国境に位置し、多くの有人離島で構成される八重山圏域においては、多様性を有する自然環境や伝統行事・伝統芸能を生かした離島観光の振興、肉用牛のブランド化やさとうきび、パイナップル等の生産性・品質向上など農林水産物の高付加価値化等に取り組む。世界自然遺産の登録については、持続可能な観光管理、地域との連携による自然遺産管理など環境保全と持続的な利活用の両立を図る先導的な取組を推進する。また、広大な海域に島々が点在する地域特性を生かした海洋資源の開発拠点形成、海洋資源を活用した新産業の創出等も期待される。

## 5 首里城の復興

令和元年10月31日未明に発生した火災により、琉球王国の象徴であり沖縄県民の誇りであった首里城正殿を含む建物8棟が焼損した。また、北殿や南殿等に保管されていた歴史的価値を有する文物も多数焼失した。

同年12月26日に本県は「首里城復興の基本的な考え方」を策定し、「正殿の早期復元と段階的公開」「火災の原因究明及び防火・施設管理体制の強化」「文化財等の復元及び収集」など7つの柱からなる基本的な考え方を提示した。この中において、「先人達が知恵を結集し、心を一つに復元してきた首里城を再び甦らせるため、政府の『首里城復元に向けた基本的な方針』等を踏まえ、国や那覇市等の関係機関と連携のもと」「広く県民の声を取り入れながら、首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り組む」ことを表明した。

こうした動きと日と同じくして第69回沖縄県振興審議会が開催され、同審議会の主体的な取組として「首里城正殿等の再興に関する提言」が全会一致で決定された。この中で同審議会は「ここにその総意として、首里城正殿を含む周辺施設の一刻も早い再建とかけがえのない文化財等の保全・保護に向けた今後の再興事業を推進するため、対策樹立に必要な措置を講ずるよう」5項目からなる提言を行った。同提言は、決定翌日の令和元年12月27日に沖縄県振興審議会会長から知事に手交された。

今般の首里城正殿等の焼失は、県民のみならず、国内外の多くの人々に喪失感を与えた。しかしその直後から、本県には国内外より激励の声や復興に向けた支援が数多く寄せられている。県内各界各層の代表者からなる沖縄県振興審議会からは、「今般の火災を契機とし、いま一度首里城再興を希求する沖縄の理念と歴史的原点に立ち返り、国際社会の中で新時代にふさわしい首里城の姿を描く」ことへの提言もなされた。こうした方々の思いを受け止め、多くの県民が未来へ希望を持って歩んでいけるよう、一日も早い首里城の復興に向けて積極的な取組を進めていく。

## 6 本報告書の目的と構成

本報告書は、現行計画等の終了後における新たな振興計画の策定や、計画の推進に必要な制度を検討する際の基礎資料とすることを目的としている。

第1章では、本土復帰からこれまでの沖縄振興を総括した。その上で、現行計画での成果と課題を概観し、今後の沖縄振興の方向性等を示した。ビジョン基本計画の構成に則した詳細な検証については、第2章以降で行っている。

第2章では、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と「日本と世界

の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」、「将来像実現の原動力となる人づくり」の3つの基軸に沿って、本土復帰から半世紀の長期的観点から、基本施策ごとに設定した目標とするすがたを中心に検証し、現状と課題を明らかにしている。

第3章から第5章においては、平成24年5月に策定した現行「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の計画期間を対象にして、基本施策や克服すべき沖縄の固有課題など計画体系に則して、36の基本施策ごとに設定した目標とするすがたの状況や、基本施策を構成する121の施策展開ごとに設定した成果指標の達成状況等を検証し、成果と課題及び対策等を整理している。その際には、各種施策を実施する政策ツールとして、沖縄法に基づき措置されている各種制度等が、どの程度有効に機能したか等の検証も行っている。